

政策目標

少子化の
トレンドの
反転

こどもを
産みたい、
育てたいとの
希望が叶う
社会の実現

こどもたちが
健やかに
育まれる
社会の実現

（政策目標について状況を把握するための指標（例））

○希望出生率

○合計特殊出生率

○夫婦の平均理想こども数

○夫婦の平均予定こども数

○「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合

○未婚者の平均希望こども数

加速化プランのPDCAを
進める際の4原則
（こども未来戦略）

こどもを生み、
育てることを
経済的理由で諦
めない

身近な場所で
サポートを
受けながら
こどもを
育てられる

どのような状況
でもこどもが
健やかに育つと
いう安心感を持
てる

こどもを育て
ながら人生の幅
を狭めず、夢を
追いかける

KPI第2階層

1年以内に結婚をするとした場合に「結婚資金」を結婚の障害と選択する人の割合：減少を目指す

若年層の実質賃金：増加を目指す
注）～19歳、20～24歳、25～29歳

若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合：増加を目指す
注）15～24歳、25～34歳

理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合：減少を目指す

保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合：増加を目指す

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合：90%

ひとり親家庭に属するこどもの進学率：増加を目指す

ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合：増加を目指す

養育費受領率：全体の受領率40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率70%

社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関し、日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度：増加を目指す

里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降のこども50%

「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う」人の割合：増加を目指す

第1子出産前後の女性の継続就業率：向上を目指す

結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考えている人の割合：70%

4原則 1：こどもを生子、育てることを経済的理由で諦めない

KPI第2階層

c. 1年以内に結婚をするとした場合に「結婚資金」を結婚の障害と選択する人の割合：減少を目指す

a. 若年層の實質賃金：増加を目指す
注) ~19歳、20~24歳、25~29歳

b. 若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合：増加を目指す
注) 15~24歳、25~34歳

d. 理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合：減少を目指す

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

同一労働同一賃金の徹底

- 1_パート・有期雇用労働法に基づく指導に対する是正割合【100%】
- 2_若年層の正規・非正規雇用労働者の賃金格差【減少】20~24歳、25~29歳、30~34歳

成長分野への労働移動の円滑化

- 3_職業情報提供サイト（job tag）の年間アクセス件数【増加】

リ・スキリングによる能力向上支援（個人の主体的なり・スキリングへの直接支援）

- 4_国の在職者への学び直し支援策について、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する（2028年度までを目処に）

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応（いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応）

- 5_「年収の壁」に近づく可能性のある方々が壁を乗り越えられるようにする
- 6_「年収の壁」に係る制度見直しについて検討【2024年度末までに結論を得る】

希望する非正規雇用労働者の正規化

- 7_わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合【前年度実績値以上】
- 8_25~34歳の不本意非正規雇用労働者の割合（非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態について主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合）【減少】

出産等の経済的負担の軽減

- (a.妊婦のための支援給付)
- 9_妊婦のための支援給付の支給要件を満たす者に対する支給率【2025年度以降 100%】
- (b.出産費用の見える化等)
- 10_分娩取扱施設情報提供ウェブサイト『出産なび』における、分娩取扱件数21件以上の直接支払制度利用施設の掲載率【100%】
- 11_無痛分娩を実施している医療機関のうち、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）のHPに掲載されている医療機関の割合【前年度実績以上】

児童手当の拡充（児童手当の拡充）

- 12_児童手当の支給要件を満たす者に対する支給率：100%

医療費等の負担軽減（医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～）

- 13_こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している自治体数【増加】

高等教育費の負担軽減（高等教育費の負担軽減）

- 14_多子世帯や低所得者世帯を対象とした大学等授業料等の無償化の認知率【増加】
- 15_授業料後払い制度の認知率【増加】
- 16_減額返還制度の認知率【増加】

子育て世帯に対する住宅支援の強化（子育て世帯に対する住宅支援の強化）

- 17_公営住宅において優先入居制度を行う自治体のうち、子育て世帯を優先入居の対象とする自治体数【増加】

4原則 2：身近な場所でサポートを受けながら子どもを育てられる

KPI第2階層

e.保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合：増加を目指す

f.「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 90%

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

- (a. 伴走型相談支援)
18_ 妊婦等包括相談支援事業の実施市区町村数【増加】
- (b. 産後ケア事業)
19_ 産後ケア事業の実施自治体数【2024年度末までに全国展開を達成】
20_ 産後ケア事業の利用率【増加】
- (c. 1か月児・5歳児健診、新生児マススクリーニング検査、新生児聴覚検査)
21_ 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査実施自治体数【2026年度までにそれぞれ1,045か所(60%)達成】
22_ 新生児マススクリーニング検査(拡充した対象疾患に対する新生児マススクリーニング検査)の実施自治体数【2026年度以降の全国展開をめざす】
23_ 新生児聴覚検査(公費負担)の実施自治体数【2026年度末までに1,741自治体(100%)】
- (d. 基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援)
24_ 妊娠と薬外来と連携する性と健康の相談センターの数【2026年度末までに全都道府県の60%で実施】

多様な支援ニーズへの対応 (1) (a. 妊娠健診未受診、特定妊婦への支援)

- 25_ 妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある自治体数【2027年度までに1,741自治体(100%)】
- 26_ 特定妊婦等への支援 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】

虐待の未然防止 (プッシュ型支援・アウトリーチ支援の充実)

- 27_ こども家庭センターの体制整備【2026年度末までに全市町村】
- 28_ 児童育成支援拠点事業の実施自治体数【2026年度末までに286自治体】
- 29_ 親子関係形成支援事業の実施自治体数【2026年度末までに309自治体】
- 30_ 子育て世帯訪問支援事業の実施自治体数【2026年度末までに982市町村以上】

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

- (a. ニーズに合わせた支援)
31_ こども若者シェルター・相談支援事業の活用自治体数【前年度の自治体数以上】
- (b. アウトリーチ支援)
32_ 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業活用自治体数【前年度の自治体数以上】

早期発見・早期支援等の強化 (地域におけるこどもと家族を支える体制構築)

- 33_ 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施自治体数【増加】

幼児教育・保育の質の向上 (a. 公定価格 b. 職員配置基準 c. 処遇改善 d. 経営情報の見える化)

- 34_ 配置改善 加速化プラン期間中の早期の1歳児の配置基準の改善の実現、保育士等の職員配置基準の改善の実施施設の割合【増加】
- 35_ 処遇改善 保育士等の平均給与【増加】
- 36_ 見える化 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営情報等の分析結果を公表した都道府県数【2025年度以降 全都道府県】

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 (a. こども誰でも通園制度の創設 b. 制度実施の在り方の検討 c. 基本分単価の引上げ)

- 37_ こども誰でも通園制度 実施自治体数(拡充数)【2026年度までに100%】
- 38_ 病児保育事業の延べ利用児童数【増加】

放課後児童クラブの受け皿整備の推進

- 39_ 放課後児童クラブの受け皿【2026年度末までの早期に152万人】
- 40_ 常勤職員配置改善の補助メニューを活用する支援の単位数【増加】

多様な支援ニーズへの対応 (2) (b. こどもの居場所づくり)

- 41_ こどもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数。【2024年度末までに95自治体以上】
- 42_ 地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体数【2024年度末までに200自治体以上】

4原則 3：どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる

KPI第2階層

g.ひとり親家庭に属するこどもの進学率：増加を目指す

h.ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合：増加を目指す

i.養育費受領率：全体の受領率40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率70%

j.社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関し、日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度：増加を目指す

k.里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降のこども 50%

l.「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う」人の割合：増加を目指す

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援
(a.ひとり親家庭等への学習支援 b.貧困に対する地域の支援体制の強化)

43_こどもの生活・学習支援事業の実施自治体数【2024年度末までに440自治体以上】

ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等（1）

(a.ひとり親の就労支援)

44_高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数のうち、就職者の割合【80%以上】

(c.児童扶養手当)

45_児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率【99%以上】

ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等（2）

(b.養育費履行確保)

46_離婚前後親支援事業の実施自治体数【2024年度末までに270自治体以上】

児童虐待への支援現場の体制強化

47_児童福祉司の配置人数【2026年度末までに7,390人程度】

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備（1）

(a.一時保護の環境及び体制整備（ユニットケア等の推進）)

48_一時保護施設のユニットケア加算の活用自治体数【前年度の自治体数以上】

(b.こどもの権利擁護環境整備事業)

49_こどもの権利擁護環境整備事業の活用自治体数【2026年度末までに半数以上の児童相談所設置自治体で実施】

(c.社会的養護自立支援拠点事業)

50_社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備（2）

(d.家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等)

51_里親支援センターの設置数【前年度の設置数以上】

地域における支援体制強化とインクルージョンの推進

(a.児童発達支援センター)

52_児童発達支援センター又はそれと同等の機能を有する体制を整備している自治体数【2026年度末までに全自治体】

(b.支援体制整備)

53_国や都道府県から助言等を受けて地域の障害児支援体制の整備を進めた市町村数【2026年度末までに全市町村】

専門的な支援の強化等

(a.専門的支援)

54_医療的ケア児等コーディネーターを配置している自治体数【2026年度末までに全市町村】

55_難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定している都道府県数【2026年度末までに全都道府県】

(c.障害児支援)

56_障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業の実施自治体数【増加】

4原則 4：こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

KPI第2階層

m.第1子出産前後の女性の
継続就業率：向上を目指す

n.結婚、妊娠、こども・子
育てに温かい社会の実現に
向かっていると考えている
人の割合：70%

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

男性育休の取得推進

- (a. 男性育休取得率の目標の引上げ b. 育休取得の数値目標の設定等 c. 両親の育休取得の促進 d. 中小企業支援)
- ・制度面の対応（行動計画策定の際の育休取得状況の数値目標の設定、育児休業取得率の開示制度の対象拡大等）
 - ・給付面の対応（両親ともに育休取得した場合の出生後休業支援給付の創設）等

57_男性の育児休業取得率【2025年に国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（1週間以上の取得率）、民間50% 2030年に国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（2週間以上の取得率）、民間85%】

58_くるみん取得企業数【前年より増加を目指す】

59_両立支援等助成金の支給対象となった労働者の支給から6か月後の継続就業率【90%】

多様な働き方と子育ての両立支援

- (a. 雇用保険の適用拡大 b. 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置)
- ・雇用保険の適用拡大
 - ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の創設

60_雇用保険の適用拡大については、2028年度に施行し、適用対象となる者に確実に適用されることを目指す

61_国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置については、2026年10月に施行し、当該制度の適用対象となる者に確実に適用されることを目指す

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- (a. 育児期を通じた多様な働き方の展開 b. c. こどもの年齢に応じた柔軟な働き方 d. 子や家庭の状況に応じた働き方 e. 育児時短就業給付 f. 子の看護等休暇 g. 労働者の健康確保のための仕組み)
- ・男女の希望を踏まえた、柔軟な働き方を実現するための措置の創設、育児時短就業給付の創設等

58_を参照

59_を参照

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（妊娠、結婚、こども・子育てに温かい社会の実現）

62_こどもまんなか応援サポーター宣言した自治体及び企業・団体等の数【増加を目指す】